

# 金沢市子ども・子育て審議会条例

平成25年9月25日

条例第31号

## (設置)

第1条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項、次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第21条第1項、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、金沢市子ども・子育て審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

## (委員及び臨時委員)

第3条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

## (会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (専門部会)

第6条 審議会に、必要な事項を専門的に調査審議するため、専門部会を置くことができ

る。

- 2 審議会の専門部に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。
- 3 審議会の専門部に、専門部会長を置き、当該専門部に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 専門部会長は、専門部の事務を掌理し、専門部を代表する。
- 5 専門部会長に事故があるときは、当該専門部に属する委員のうちから専門部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 前条の規定は、専門部の会議について準用する。
- 7 審議会は、あらかじめその議決により専門部の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における第1条の規定の適用については、同条中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。
- 3 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。
- 4 金沢市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和32年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第19号中「社会福祉審議会委員」の次に「、子ども・子育て審議会委員」を加える。

- 5 金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）の一部を次のように改正する。  
第2条を削る。

第2条の2中「50人」を「35人」に改め、同条を第2条とする。

第6条第4号を削る。

6 この条例の施行の日の前日において金沢市社会福祉審議会の委員である者（児童福祉専門分科会に属する委員である者に限る。）の任期は、前項の規定による改正前の金沢市社会福祉審議会条例第3条の規定にかかわらず、その日に満了する。

7 金沢市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「金沢市社会福祉審議会条例（平成12年条例第5号）第1条に規定する金沢市社会福祉審議会」を「金沢市子ども・子育て審議会条例（平成25年条例第号）第1条に規定する金沢市子ども・子育て審議会」に改める。